

# 総合評価方式について

平成30年4月

さぬき市総務部管財課

## 1.総合評価方式について

公共工事を取り巻く環境は、近年大きく変化しており、価格と品質の両面で優れた工事であると同時に、環境や省資源の配慮、維持管理費の削減といった多様なニーズを満たした工事が求められています。

本市においても平成20年度から総合評価方式による入札・契約を実施しており、発注者の責務の明確化、価格と品質で総合的に優れた調達への転換を図っていくことにしています。

また、地域の発展のために積極的に社会貢献を果たしている企業を評価し、企業によるこれらの取り組みが推進されるよう、評価項目に取り入れることにしています。

## 2.総合評価方式の適用

総合評価方式は、緊急性の高い工事、小規模な工事を除き、総合評価方式によることが適切と認められる工事について実施するものとしています。

原則として設計金額3千万円以上(建築工事は5千万円以上)の建設工事において適用し、簡易型総合評価落札方式により行うものとします。

## 3.評価の方法

総合評価方式による落札者の決定は、入札価格が予定価格内にあつて次の式で求められる評価値の最も高い入札者とします。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点(標準点100点+加算点)} \div \text{入札価格(単位:百万円)}$$

※加算点は、10点満点です。

## 4. 加算点算定基準

評価項目及び配点は、下表のとおりです。  
これまでの施工実績や、提出された技術提案書により評価します。

### (1) 評価項目及び配点

評価の視点	評価項目	配点
企業の 施工能力	1 過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績	30
	2 安全管理	(-10)
	3 経営審査における技術者数	10
	4 直近のさぬき市発注工事の工事成績評点	(-10)
配置予定 技術者能力	5 配置予定技術者の資格	10
	6 過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の主任(監理)技術者としての施工経験	30

企業の社会性・地域貢献	7 営業拠点の有無	10
	8 IS09001、IS014001の取得状況	10
	9 労働災害防止への取り組み	5
	10 企業の労働福祉等	5
	11 災害時における活動実績等	10
合計点		120
加算点		10

## (2) 加算点の計算

加算点は、過去の工事施工実績等の結果により得られた得点から、換算して算出します。加算点の合計は10点です。

【計算例】 得られた得点が100点の場合の加算点は、  
 $(100 \div 120) \times 10 = 8.33$  (少数点以下第3位四捨五入)

## (3) 評価項目及び配点詳細

### 企業の施工能力の評価

#### 「1 過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績」

評価基準	配点
CORINS登録同業種工事（0.7規模以上）の施工実績10件以上	30
CORINS登録同業種工事（0.7規模以上）の施工実績5～9件	20
CORINS登録同業種工事（0.7規模以上）の施工実績1～4件	10
CORINS登録同業種工事（0.7規模以上）の施工実績なし	0

- ・技術提案書提出日の5年前の日の属する年度の4月1日以降に完成し、技術提案書提出日までにCORINSに竣工登録した元請け工事を対象とします。
- ・同業種工事の工種は、建設業法の29業種区分とします。ただし、別途指定する場合があります。
- ・評価の対象となる工事は、公共発注機関のものとなります。
- ・規模の評価は、発注工事の予定価格（税込）に対する実績の最終契約金額の割合で評価します。
- ・共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体の代表者、又は出資比率が20%以上の経常建設工事共同企業体の構成員に限り実績として認めます。経常建設工事共同企業体としての施工実績は、出資比率に応じた金額にて評価します。

#### 「2 安全管理」

評価基準	配点
下記以外	0
工事の施工に当たっての事故を措置要件としてさぬき市建設工事指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けた日が技術提案書提出の日から6ヶ月以内である場合	-10

- ・6ヶ月以内の考え方は、事故を起こした日ではなく、指名停止等の処分を決定した日とします。

「3 経営審査における技術者数」

評価基準	配点
1 級技術者が 5 名以上	10
1 級技術者が 2 名以上	5
1 級技術者が 1 名以上	3
1 級技術者がいない	0

- ・ 技術提案書提出日で有効である最新の経営審査における 1 級技術者を対象とします。

「4 直近のさぬき市発注工事の工事成績評点」

評価基準	配点
過去 6 ヶ月の完成工事で 6 5 点未満なし	0
過去 6 ヶ月の完成工事で 6 5 点未満あり	-10

- ・ 技術提案書提出日から 6 ヶ月以内の工事成績評点を対象とします。
- ・ さぬき市発注工事の成績評定がない場合は、「6 5 点未満なし」とします。

**配置予定技術者能力**

「5 配置予定技術者の資格」

評価基準	配点
指定資格取得日が技術提案書提出日の 5 年前の日の属する年度の 4 月 1 日以前	10
指定資格取得日が技術提案書提出日の 5 年前の日の属する年度の 4 月 1 日以後	5
指定資格なし	0

- ・ 「指定資格」とは、対象資格表のうち発注者の示した建設工事の種類に対応する資格とします。
- ・ 当該資格の合格証明書又は登録証の写しの添付が必要です。（監理技術者資格者証の写しは評価されません。）

「6 過去 5 年度間及び今年度完成の同業種工事の主任（監理）技術者としての施工実績」

評価基準	配点
CORINS登録同業種工事（0.7規模以上）の施工実績 5 件以上	30
CORINS登録同業種工事（0.7規模以上）の施工実績 3 ～ 4 件	20
CORINS登録同業種工事（0.7規模以上）の施工実績 1 ～ 2 件	10
CORINS登録同業種工事（0.7規模以上）の施工実績なし	0

- ・ 技術提案書提出日の 5 年前の日の属する年度の 4 月 1 日以降に完成し、技術提案書提出日までに C O R I N S に竣工登録した元請け工事を対象とします。

- ・同業種工事の工種は、建設業法の28業種区分とします。ただし、別途指定する場合があります。
- ・評価の対象となる工事は、公共発注機関のものとなります。
- ・主任（監理）技術者としての施工実績を対象とします。
- ・従事期間は、工期の全期間従事しているものを対象とします。ただし、別途指示する場合があります。
- ・規模の評価は、発注工事の予定価格（税込）に対する実績の最終契約金額の割合で評価します。
- ・共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体の代表者、又は出資比率が20%以上の経常建設工事共同企業体の構成員に限り実績として認めます。経常建設工事共同企業体としての施工実績は、出資比率に応じた金額にて評価します。
- ・技術者個人の施工実績の評価のため、現在の会社以外での施工実績も対象とします。

## 【対象資格表】

建設工事の種類	建設業の許可業種	対象資格	備考
土木一式工事	土木工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級建設機械施工技士</li> <li>・ 1級土木施工管理技士</li> <li>・ 技術士 建設，総合技術監理（建設）</li> <li>・ " 農業「農業土木」，総合技術監理（農業「農業土木」）</li> <li>・ " 森林「森林土木」，総合技術監理（森林「森林土木」）</li> <li>・ " 水産「水産土木」，総合技術監理（水産「水産土木」）</li> </ul>	合格証明書 合格証明書 登録証 登録証 登録証 登録証
建築一式工事 大工工事 屋根工事 タイル・れんが・ブロック工事 内装仕上工事	建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級建築施工管理技士</li> <li>・ 1級建築士</li> </ul>	合格証明書 免許証
左官工事 鉄筋工事 板金工事 ガラス工事 防水工事 熱絶縁工事 建具工事	左官工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 建具工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級建築施工管理技士</li> </ul>	合格証明書
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級建設機械施工技士</li> <li>・ 1級土木施工管理技士</li> <li>・ 1級建築施工管理技士</li> <li>・ 技術士 建設，総合技術監理（建設）</li> <li>・ " 農業「農業土木」，総合技術監理（農業「農業土木」）</li> <li>・ " 水産「水産土木」，総合技術監理（水産「水産土木」）</li> <li>・ " 森林「森林土木」，総合技術監理（森林「森林土木」）</li> </ul>	合格証明書 合格証明書 合格証明書 登録証 登録証 登録証 登録証
石工事 塗装工事	石工事業 塗装工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級土木施工管理技士</li> <li>・ 1級建築施工管理技士</li> </ul>	合格証明書 合格証明書
電気工事	電気工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級電気工事施工管理技士</li> <li>・ 技術士 建設，総合技術監理（建設）</li> <li>・ " 電気電子，総合技術監理部門（電気電子）</li> </ul>	合格証明書 登録証 登録証
管工事	管工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級管工事施工管理技士</li> <li>・ 技術士 機械「流体工学」または「熱工学」，総合技術監理（機械「流体工学」または「熱工学」）</li> <li>・ " 上下水道，総合技術監理（上下水道）</li> <li>・ " 衛生工学，総合技術監理（衛生工学）</li> </ul>	合格証明書 登録証 登録証 登録証
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級土木施工管理技士</li> <li>・ 1級建築施工管理技士</li> <li>・ 1級建築士</li> <li>・ 技術士 建設「鋼構造およびコンクリート」，総合技術監理（建設「鋼構造およびコンクリート」）</li> </ul>	合格証明書 合格証明書 免許証 登録証

ほ装工事	ほ装工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級建設機械施工技士</li> <li>・ 1級土木施工管理技士</li> <li>・ 技術士 建設, 総合技術監理 (建設)</li> </ul>	合格証明書 合格証明書 登録証
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級土木施工管理技士</li> <li>・ 技術士 建設, 総合技術監理 (建設)</li> <li>・ " 水産「水産土木」, 総合技術監理 (水産「水産土木」)</li> </ul>	合格証明書 登録証 登録証
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士 機械, 総合技術監理 (機械)</li> </ul>	登録証
電気通信工事	電気通信工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士 電気電子, 総合技術監理 (電気電子)</li> </ul>	登録証
造園工事	造園工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級造園施工管理技士</li> <li>・ 技術士 建設, 総合技術監理 (建設)</li> <li>・ " 森林「林業」または「森林土木」, 総合技術監理 (森林「林業」または「森林土木」)</li> </ul>	合格証明書 登録証 登録証
さく井工事	さく井工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士 上下水道「上下水道および工業用水道」, 総合技術監理 (上下水道「上下水道および工業用水道」)</li> </ul>	登録証
水道施設工事	水道施設工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級土木施工管理技士</li> <li>・ 技術士 上下水道, 総合技術監理 (上下水道)</li> <li>・ " 衛生工学「水質管理」または「廃棄物管理」, 総合技術監理 (衛生工学「水質管理」または「廃棄物管理」)</li> </ul>	合格証明書 登録証 登録証
清掃施設工事	清掃施設工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士 衛生工学「廃棄物監理」, 総合技術監理 (衛生工学「廃棄物監理」)</li> </ul>	登録証

## 企業の社会性・地域貢献

### 「7 営業拠点の有無」

評価基準	配点
さぬき市内に本社あり	10
さぬき市内に支店・営業所あり	5
さぬき市内に営業拠点なし	0

・ 技術提案書提出日において有効なさぬき市の建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載された所在地により評価します。

### 「8 ISO9001、ISO14001の取得状況」

評価基準	配点
ISO9001及び14001を取得	10
ISO9001又は14001を取得	5
どちらも取得していない	0

- ・品質マネジメントシステムのISO9001、環境マネジメントシステムISO14001を取得している場合に評価します。
- ・登録証等の取得を証明する書類の添付が必要です。

## 「9 労働災害防止への取り組み」

評価基準	配点
建設業労働災害防止協会香川支部への加入あり	5
加入なし	0

- ・各種技能講習や工事現場の安全パトロールなどを実施している建設業労働災害防止協会香川支部に加入していることを評価します。
- ・今年度加入していることの確認は、建設業労働災害防止協会香川支部から提出された一覧表により行います。

## 「10 企業の労働福祉等」

次の(1) (2)のいずれか1項目(配点5点)について評価します。なお、(2)については、市内業者のみを対象としたものであるため、市外業者が参加する入札の場合は評価項目としません。

### (1) 障害者の雇用

評価基準	配点
① 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者の雇用状況の報告義務があるもので障害者を法定雇用率(2.0%)以上雇用	5
② 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者の雇用状況の報告義務がないもので障害者を1人以上雇用(※1)	5
上記以外	0

- ・障害者の雇用状況の評価します。なお、次のア又はイの証明書の添付が必要です。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第5項の規定により公共職業安定所長に(①の評価) 提出した直近(※2)の「障害者雇用状況報告書」の事業主控の写し(公共職業安定所の受付印のあるもの)

イ 健康保険被保険者証の写し及び住民税特別徴収税額通知書の写し等の当該雇用を確認(②の評価) することができる書類

※1 技術提案書提出日時点で3ヶ月以上の雇用関係にある障害者(別紙1に掲げる者としません。)に限ります。なお、上記イの書類提出に当たっては、本人の同意を得てください。提出された書類は、加算点算出のために使用し、他の目的に使用することはありません。

※2 常時雇用する労働者数が56人以上である事業主は、毎年6月1日現在の状況について、翌月15日までに「障害者雇用状況報告書」提出が義務付けられています。

### (2) 人権啓発の取り組み

評価基準	配点
さぬき市人権・同和問題講演会への参加 過去3年度間に1回以上参加	5
参加なし	0

- ・さぬき市が開催する人権・同和問題講演会、研修会への参加の有無を評価します。
- ・「過去3年度間」とは、技術提案書提出日の3年前の日の属する年度の4月1日から技術提案書提出日までの間とします。
- ・市が既に持っているデータをもとに確認、評価します。
- ・対象とする講演会等は別紙2の通りです。

「1.1 災害時における活動実績等」

評価基準	配点
活動実績あり	10
活動実績はないが、災害協定の締結あり	5
実績・締結なし	0

・技術提案書提出日の5年前の日の属する年度の4月1日以降における災害時の活動実績、現在有効な災害協定の締結の有無を評価します。

5 評価のために提出を求める書類

各評価項目について、評価を受けるために提出しなければならない書類を取りまとめた表です。技術提案書（様式第1号）に加えて、下表に掲げる様式及び添付書類を提出する必要があります。

評価の視点	評価項目	提出書類		
		様式	添付書類	備考
企業の 施工能力	1 過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績	様式2号	○	CORINS登録証
	2 安全管理	—	—	
	3 経営審査における技術者数	—	○	経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書
	4 直近のさぬき市発注工事の工事成績評点	—	—	
配置予定 技術者能力	5 配置予定技術者の資格	様式3号	○	合格証明書登録証
	6 過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の主任（監理）技術者としての施工経験		○	CORINS登録証
企業の社会性・地域貢献	7 営業拠点の有無	—	—	
	8 IS09001、IS014001の取得状況	様式4号	○	登録証
	9 労働災害防止への取り組み		—	
	10 企業の労働福祉等		○	証明書
	11 災害時における活動実績等		○	様式第5号

「10 企業の労働福祉等」の(1)の②における「障害者」について

「10 企業の労働福祉等」の(1)の②における「障害者」は、次に定める身体障害者、知的障害者及び精神障害者とします。

- (1) 「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者（障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害がある者を含みます。）とします。
- (2) 「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第19条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された者をいいます。
- (3) 「精神障害者」とは、精神保健福祉手帳の交付を受けている者とします。

「10 企業の労働福祉等」の(2)の人権啓発の取り組みにおける対象となる「講演会」について

年度	開催日時	演題等	場所
平成27年度	平成27年8月5日	香川県人権・同和問題講演会	サンメッセ香川
	平成27年10月23日	障がい者が働きやすい職場環境づくり	辛立文化センター
平成28年度	平成28年8月3日	香川県人権・同和問題講演会	サンメッセ香川
	平成29年3月14日	今、なぜLGBTなのか？ ～多様性を認め合う社会をめざして～	辛立文化センター
平成29年度	平成29年8月3日	香川県人権・同和問題講演会	サンメッセ香川
	平成29年11月16日	誰もが働きやすい職場づくり ～人を大切にする企業活動～	辛立文化センター

※今後、評価の対象となる研修会を開催する場合はホームページ等でお知らせします。